

No. 28

平成22年 7月発行

静岡県老人福祉施設協議会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70

静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-653-2311 FAX 054-653-2312

E-mail : sizurosi@vesta.ocn.ne.jp

http://www.shizu-roshikyo.jp/

しず老施協

巻 頭 言

「二期目を迎えるにあたり —社会福祉法人の社会的責任を果し、 老施協の団結を—」

静岡県老人福祉施設協議会

会 長 石川三義



この度、静岡県老人福祉施設協議会の会長を引き続き務めることになりました。二期目も県老施協の健全な発展と高齢者福祉・介護の推進のために全力で努力していく所存でありますので、会員の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

まず、二十二年度は、二十一年度の老施協全体の組織・委員会の見直し検討会に基づき、組織・業務の見直しを実施いたしました。理事の人

数を三十人以内とすることや、特養・在宅事業部会の会費徴収の停止、五委員会・三小委員会の四委員会への統合、各部会の全ての研修の企画・実施を研修委員会に一元化することなどを通して、老施協の団結の強化と効率化・機能化を図ってきたいと考えています。また、第二回目を迎える高齢者福祉研究大会が七月二十日にグランシップで開催されますが、私たちはこの研究大会を通じて福祉・介護職の専門性の確立、社会的地位の向上、介護サービスの質的向上、介護老人施設の機能・役割を高めていきたいと考えています。

さて、二十一年度は、これまでの二回続けての介護報酬引き下げから、はじめて介護報酬単価の三％引き上げが実施され、また慢性的な介護人材不足の解消のために介護職員処遇改善交付金が支給され、ある程度の賃金水準の達成と雇用の改善が図られ、人材の確保が定着化してきたところと見えます。ところが、内閣府の「行政刷新会議の規制・制度改革分科会」で特養ホームへの株式会社等の民間参入を可能とする報告がなされたことは、社会福祉法人が経営する特養ホームにとっては重大な事態であるといえます。特養ホームへの民間参入には断固反対しなければならぬと同時に、社会福祉法人の公

益性・公共性という本質を遵守し、その社会的責任と使命をしっかりと果たしていかなければならないといえます。社会福祉法人が経営する特養ホームは、低所得者への減免措置をはじめ、福祉施設を拠点とした地域福祉の推進、先駆的・予防的福祉の実践、青少年の福祉教育の推進、地区社協などとの連携による福祉の街づくり運動の推進など様々な活動を通じて、営利を追求する民間事業所との差異化をはかり、社会福祉法人が行う意義と存在価値を常に示していかなければならないと考えています。

県老施協は、公益性の高い社会福祉法人が経営する老人福祉施設関係の団体であります。私たちは、社会福祉法人の社会的責任を果し、老施協の団結を強め、かつ団体としての自立性・主体性を尊重しながら、県民の信頼と負託に応えていかなければなりません。会員の皆様をはじめ行政機関及び各種関係団体のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

（特別養護老人ホーム
「あしたかホーム」施設長）

特集一 「平成二十二年度の組織改正について」

二十二年度を契機に、委員会の再編と部会の会費の徴収停止を軸とする組織・業務の見直しが行われました。昨年は国内・外でチエンジが謳われた年でしたが、老施協のチエンジを巡って、古川常務理事から報告させていただきました。

変化のないところに発展なし

大まかな言い方になりますが、およそ発展的に運営をし続けている団体ですと、大概の団体が、背景や事情は多岐多様に亘ることはありまして、会員、内部分担、事業活動の三点に集約される組織面での変化を時々起こしていることに気付かされます。

無論、発展を支えるものとして起さる変化はそれらに限られるものではないかもしれませんが、発展性のある団体の組織たる所以としては、少なくとも、会員、内部分担、事業活動といった面で変わる(変えていく)こと、に対する受容性を持っていること、生命体に例えるならば、感覚器官がしっかりと働いていることではないでしょうか。

老施協発展(組織改定)の歩み

老施協もそのようにして在る団体の例に漏れず、昭和二十五年六月に発足した静岡県養老事業連盟を組織母体とし、半世紀を超える歴史を刻んできております(静岡県老人福

社施設協議会発展(組織改定)の歩み(参照)。

一瞥してお気付きのように、会員施設の右肩上がりの増加が全ての背景に横たわっておりまして、専ら、そのことに連動する主に二つの措置を講じてきました。

一つは、県内を三つに分け、地域単位で活動する支部(東部、中部、西部)の配置です。二つは、会員・施設を種類に分け、種別単位で活動する部会(養護、特養、軽費、在宅)の設置です。

集団がある程度の数に伸張してまいりますと、一面では会員同士の地域的な纏まりが可能になってきますし、別の一面ではそれまでの横一線では収まらない差別化された課題が浮き彫りになってきます。

老施協の歩みに認められる変化を多いと見るか少ないと見るかは別に、全体的な構図で申しますと、老施協の発展ははつきりと拡大・膨張に当ってはまっており、それも特養の増勢と重なり合っていることです。ただ、その拡大・膨張に纏わる印

象が、受け身で反応し、その場その場を「継ぎ足し」、「横出し」で済ましてきた道程だったと語られもします。

確かに、仮にも、黙っていても会員は自然に増えてくるような団体であつたならば、どんな団体でもそうなるのでしょうか、組織的な危機感の生まれる余地の在りようがなくて普通です。

平成二十二年度の組織改正の特徴

平成二十二年三月十七日の老施協定例総会を経て、これに先立つ前年の十二月十七日開催された老施協理事会で確認された方針どおりに、この平成二十二年度の運営を契機にする組織・業務の見直しが実施されることになりました。

今回の改正の経緯は、平成二十年六月二十四日開催された老施協理事会で見直しの方針が決定されたことに端を発し、その後、各支部からの十人の委員の推薦を基に、十月三十一日に「組織見直し検討小委員会(委員長・渡邊睦、特養「岩本園」施設長)」の第一回の会合が開かれたことに遡れます。

この後は、足かけ二年に及び、委員にはそれぞれの思いからする腐心があつた一方で、今が変わる(変えていく)時期にあることについての共通する信念が推進力となりまし

＜静岡県老人福祉施設協議会 発展(組織改定)の歩み＞

昭 25. 6.10	静岡県養老事業連盟が発足	[養老施設 4]
昭 26. 7.10	静岡県養老事業協会に名称変更 (26.10. 2 会則制定)	[養老施設 4]
(昭 38. 7.11)	(老人福祉法制定 呼称「老人ホーム」に)	[養護 18 特養 1]
昭 45. 2.23	現在の静岡県老人福祉施設協議会に名称変更	[養 23 軽費 2 特 4]
昭 56. 6.24	部会(養護、軽費、特養)、委員会(調査研究、研修)を設置	[養 26 軽 6 特 26]
(昭 60.12.12)	(事務局(創設以来、会長所属の「静岡老人ホーム」内)を県社協に委託)	[養 26 軽 6 特 39]
平 4. 4. 1	支部(東、中、西部)を設置。支部の代表者は副会長(三人制)	[養 26 軽 8 特 65]
平 9.10.27	部会(在宅福祉)を設置 (デイサービス・在宅介護支援)	[養 26 軽 16 特 93]
(平 12. 4. 1)	(事務局の独立化。デイサービスセンター連絡協議会事務を受託)	[養 26 軽 22 特 106]
平 19. 3.27	デイサービスセンター連絡協議会と統合(在宅事業部会を設置)	[養 25 軽 34 特 156]
	部会(在宅福祉)の廃止、理事数を上限 33 人、委員会に特別委員会	

て、平成十九年度以来の三年ぶりの組織改正にこぎ着いたものです（平成二十二年度組織・業務の見直し）参照。

ただし、活字を見て文章を追っていく作業ではどうしても平面的に受け止めるしかありません。最新の映画は特殊な眼鏡を着ければ画面を3Dで立体的に見ることができ、それが、それに倣って、今回の改正の特徴を三つの角度から捉えてみてください。

一つは、減らしたり、廃止したり、停止したりしているという内容です。

抽象的ですが、長くなりすぎると物事は伝わりにくくなり、厚くなりすぎると物事は感じ取りにくくなります。意思決定の経路、事業の企画、実施の手順、相互の有機的な繋がりなど、重なり合っているものがあれば降ろし、身の丈を超えていけば下げたり縮めたり、壁が高ければ低くしたり薄くしたりして通しをよくし、縦糸横糸がほつれていれば一旦ばらして綱直していかうとするものです。

二つは、対象となった範囲が広いことです。大きくなる過程では、どうしても単純に済んできたものが複雑にされ、規制的なこともチグハグになっってしまうことがありますし、場当た

りでは全体的な調和は見落とされがちです。ので、全体を見渡して一括りにしながら、その中で実現できることを目標にしていかうとするものです。

三つは、実施によって全部が最終結果を生みだす（成果の提示）ものになっていないことです。次のステップの始まりが含まれていないことです。

これははつきりと部会のことです。一つめのことにも関連しますが、部会は自らに所属する構成員を持ち、独自の会費を取って、総会、役員、会計の機関を有するれつきとした完結している組織です。それだけに、会費の徴収停止は組織そのものの在り方に直結する事態ですが、その在り方を決めるのは他ならずそれぞれの部会だからです。

将来的なイメージ

先に触れた「組織見直し検討小委員会」は、老施協のこの先の在り方につきましても避けては通れないテーマとして議論しています。

それは、長くなりますが、かつては支部が出来、次いで部会が出来、委員会が出来ても全てが施設Ⅱ福祉

＜平成 22 年度 組織・業務の見直し＞ 抜粋	
組織(運営)の合理化、簡素化	
(1) 理事	減員 (33人→30人)
(2) 部会	会費徴収の停止(特養、在宅)
(3) 委員会	5委員会・3小委員会を4委員会に再編
・企画経営	→ 企画経営
・広報(企画経営に併合)	
・研修	→ 研修
・21世紀	→ 21世紀
・研究大会	→ 研究大会
・3小委員会(業務として対応)	
事業(活動)の体系化、効率化	
(1) 研修	
① 研修委員会で一元的に企画・実施	
② 研修実費(1人1000円程度)の徴収	
会計の透明性と外部牽制の取入れ	
(1) 監事	増員(2人→3人)、会員外からの選任

の単純式で解けたものが、介護保険法以降は施設Ⅱ事業との二元連立式を使わなければ解けなくなっている中で、老施協が一つの頭で動き、一本の血脈が全身に通う躰であるためにはどのような組織がよいのだろうかということだ。

実は、このことについては、実現性・可能性といった点から掘り下げていく段階では、会員と同時に事務局の態勢が抜き差しならない観点に浮上するのですが、一応、支部、部会、委員会の三者に係る組織のイメージを建てておきます。

特養、在宅事業の各部会では、この五月二十五日の総会で、来年度以降に宙ぶらりんにして置かないためにも、今年度中における在り方の検討と来年度に向けた実行を確認しております。

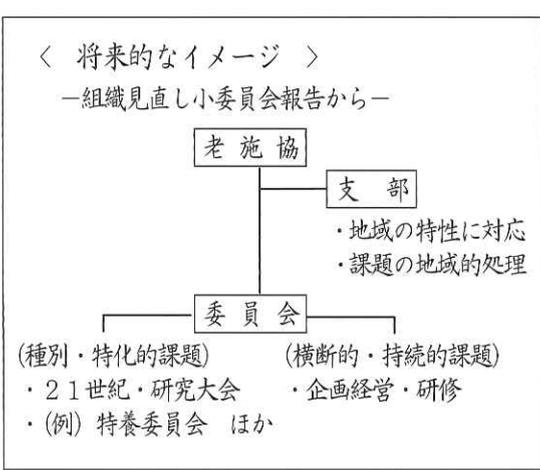
奇しくも、この二つの部会は、この間の老施協の在り方のダブルスタ

ンダード、別の見方をすれば対極にあるテーマです。

特養は物理的にも精神的にも老施協をリードしてきており、カテゴリ的には社会福祉法人・入所施設の代表格です。在宅事業は介護保険が開いた新しい地平の担い手としていわば発展途上にもあり、その他法人・通所の代名詞でもあります。

いずれにいたしましても、サイは投げられた訳ですから、新しい役員、委員の力を結集し、良い方向に走りながら、更なる発展に導く変化の年にしていきたいものです。

末尾になりましたが、「組織見直し検討小委員会」の正副委員長をはじめ委員の皆様には大変お骨折りいただきましてありがとうございます。



第2回 静岡県高齢者福祉研究大会 開催案内

見る 聞く 語る 介護現場の声 ～伝えよう私たちの実践力～

- 主催 静岡県老人福祉施設協議会
- 後援 静岡県、静岡県社会福祉協議会
静岡県介護福祉士会、静岡県介護支援専門員連絡協議会
静岡県社会福祉士会
静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- 期日 平成22年7月20日(火) 午前10時～午後4時
- 会場 グランシップ9階901～910、11階「風」
- 日程

	9:00	9:30	10:00	12:00	13:00	14:30	16:15
9階	発表 受付	参加 受付	研究発表 各コーナー	各コーナー	各コーナー	研究発表 各コーナー	
11階				全体 会議	講演		

- 内容 研究発表、講演会、
施設紹介コーナー、就職相談コーナー、図書販売コーナー
〈講演会〉
講師 講談師 田辺 鶴瑛 氏
介護講談 「ほっとけ 心でアッパレ介護」
〈研究発表〉
発表題数 89題 6会場に分かれて発表

(参考) 発表テーマの分類

- ・食事：食の喜び・経口摂取の大切さ・手作りおやつのお会……
- ・認知症ケア：ダイバーショナル・セラピー……
- ・身体拘束：私達の身体拘束ゼロ作戦……
- ・リスク：服薬間違い0を目指して……
- ・ユニット：室内環境改善、ブロックケア……
- ・ケア向上：持ち上げない介護をしよう……
- ・地域交流・在宅：介護家族のストレスとデイ職員の役割……
- ・人材育成：介護福祉士の養成教育、Let' Try!現場実習……

●参加者

- ① 静岡県内の老人福祉施設の職員
- ② 大学・専門学校等の学生、教諭
- ③ 一般市民

●施設のユニーク行事

「嚥下障害者に適した食事」

特別養護老人ホーム さくまの里

食事とは生命維持のため必要な栄養素を取り入れることとなっており、ですが食事はおいしく楽しく食べてこそ生活の質（QOL）の向上につながります。御高齢になつてきますと、全身の筋肉の衰えや、各器官の衰え等にもつながります。ご高齢者の方々も口から食べることで、生活に満足をもつていただくことできるように、お一人お一人にあった、テクスチャーであり、外観のきれいなこと、おいしく、簡単に調理ができるなどから嚥下食を考えていきたいものです

嚥下障害者に適した食事

- 1、適度なやわらかさ（硬さ）
- 2、べたつかない（付着性）
- 3、まとまりがある（凝集性）
- 4、適度な水分（水分含量）
- 5、適度なトロミ（粘ちゅう性）

食品を選び飲み込みしやすい調理と注意点

- 1、食品を咀嚼し嚥下する時、唾液

と混ぜ合わせ飲み込みやすくする

- 2、ある程度の凝集性があり付着性の少ない調理
- 3、適度な粘性のある食品（トロミのある食品）ゼリーなど
- 4、水分にトロミをつけることで咽頭通過を遅くする
- 5、物性の良い食品であってもおいしく調理できている
- 6、食事摂取時の体位、食後の体位に注意する
- 7、喫食温度を嚥下反射のおきやすい温度にする
- 8、脂肪分を使用し、なめらかな食品に調理する
- 9、味のめりはりをつける
- 10、口腔ケアをしつかりして常にきれいな口で食べることに



施設名称の由来と想い

特別養護老人ホーム ぬくもりの里
施設長 飯田 忠

社会福祉法人春風会の運営する特別養護老人ホームとしては三番目にあたる「ぬくもりの里」は平成七年四月に伊豆の国市田京に開設され、以来十四年、特別養護老人ホームをはじめとした在宅諸サービスや地域交流事業などを伊豆の山奥でひっそり細々と今日まで営んでまいりました。

伊豆の国市は、旧葦山町、伊豆長岡町、大仁町が平成十七年四月に合併し誕生しましたが「ぬくもりの里」は旧大仁町に位置し、四季折々の顔を持つ、空気の澄んだ、緑豊かな、自然環境に恵まれた風光明媚なこの地に根を下ろすことができました。当時まだこの地域には特養が無く施設の空白地域となっており、他市町の施設に依存している現状にありました。かねてより行政や住民からは施設建設が熱望されていましたが、関係各位のご尽力によりようやく建設の運びとなり、三町合同の建設委員会が設置され、度重なる打ち合わせ

せや協議がなされました。

「ぬくもりの里」という名称は、広く住民も対象として公募し、建設委員会で選定の結果採用となったものです。応募の中でも最も多く、文字通り温もりのある、暖か味のある、家庭の延長である生活の場であれという願いが込められて命名されました。

歴史としてはまだまだ日の浅い、若い施設ですが開設以来、増築やら天皇皇后行幸啓、制度転換など一時として落ち着く時期はなく、あつとつという間のこれまででした。日々お年寄りから学び、ボランティアを始めとした地域の皆さまに支えられ多くものを得ながらやってきました。そして何と言っても一番の収穫は、良いケアを提供するための必須条件でもある「良いスタッフ」に恵まれたことです。福祉・介護の人材不足の深刻化が叫ばれる中、これは非常に大きな財産だと思っております。

現在、福祉を取り巻く環境は多くの課題や困難な状況下に置かれています。この大きな財産とお年寄りの両方を共に大事に守っていかねばと思っております。



自分に合ったケアハウスを選ぶための手順、 情報収集から入居まで

ラポール駿河

施設長 玉田直文

ラポール駿河も気が付けば十五年目、私も共に歩き、白髪も増えて、今年還暦を向かえることになりました。

六十歳といえばケアハウスへの入居可能年齢です。そこで、シニア向け専門書の福祉施設を選ぶための手順等について資料を抜粋してみましたので参考になればと思います。

(シニアライフ情報センター・最新ケアハウスガイド・字数制限のため抜粋)

①場所の確認をする

全国各地にある施設で住み慣れた場所以外でも、家族や親戚、友人が暮らしている地縁のある地域、あるいは海辺や高原といったリゾート地なども検討されたらどうでしょうか？

②施設の内容を知る

*利用料・管理費、敷金、保証金、共益費等の有無
*居室・平均的な広さは一人室二

四・一㎡、二人室四二㎡

*居室設備・浴室と洗濯機パンは設置義務ではない

*共用設備・設置義務は食堂・共同浴槽・相談室・談話、娯楽、集居室・共用トイレ、洗濯室などでゲストルームや露天風呂など設置している施設もある。共用設備と居室設備の二つをチェックしましょう。

*共用設備・設置義務は食堂・共同浴槽・相談室・談話、娯楽、集居室・共用トイレ、洗濯室などでゲストルームや露天風呂など設置している施設もある。共用設備と居室設備の二つをチェックしましょう。

③資料を取り寄せる

パンフレットを取り寄せ、内容をよく確認し、疑問点は直接問い合わせましょう。

④見学に行く

見学は①生活環境②施設の雰囲気③部屋の向き④介護体制⑤関連施設の利用

*生活環境：施設から最寄り駅までの時間、本数、交通費を確認
日常生活の買い物、銀行、役所、医療機関も確認

*施設の雰囲気：施設の第一印象は五感を生かしてチェックしましょう

スタッフの対応の仕方も大切
比較的判断が付きやすいのは食事、メニューの内容、量、味付け、素材、盛り付け、器等を気をつけてみます。

*部屋の向き：部屋での生活も長くなるので、日照時間や夏の日差しも確認

*介護体制：どんな人が入居できるのか確認
どの状況まで生活できるか確認

*関連施設：施設によっては同じグループの福祉、医療施設があり確認
⑤体験宿泊をする

*つい施設の豪華さに目を奪われがちですが、生活する場としての機能性を重視してみるのが大切です。

⑥入居の準備をする

あらかじめ自分でライフプランを立てて生活することが大切です。

今まで生活の大部分を占めていた家事から解放され、自由時間が増えます。ライフプランを持たずに入居すると、時間を持て余したり、マイナス思考になったりするので自分の体力・資金に応じた楽しみ方、暮らしを考えたい。

新加入施設紹介

平成二十二年七月一日現在

特別養護老人ホーム

西之島の郷

法人名 社会福祉法人

「齊慎会」

開設日 平成20年3月19日

(入会申込 平成21年3月25日)

所在地 磐田市西之島26の1

入所定員 80名

短期 20名





デイサービスセンター
**川根本町高齢者
 デイサービスセンター**
 法人名 社会福祉法人
 「川根本町社会福祉協議会」
 開設日 平成11年4月1日
 (入会申込 平成21年6月18日)
 所在地 榛原郡川根本町上長尾990
 デイサービス 30名

新加入施設紹介

平成二十二年七月一日現在

特別養護老人ホーム

とこは

法人名 社会福祉法人

「常葉福祉会」

開設日 平成14年4月15日

(入会申込 平成22年3月26日)

所在地 島田市川根町家山4168の1

入所定員 50名

短期 20名



(お詫び)

その他の新加入施設、特養「ぶなの森」、「葎山・ぶなの森」、「ほたるの丘」、「一本松」、「いづてラス」につきましては、紙面の都合上、次回以降の広報誌に掲載させていただきます。

◎ 老協協新体制が決定しました。

任期は二十二年四月一日から二十四年三月三十一日です。

老協協理事

理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	副会長	副会長	副会長	会長	役員名		
特養	特養	特養	養護	在宅	軽費	軽費	特養	特養	特養	特養	特養	在宅	在宅	軽費	特養	特養	特養	養護	特養	特養	特養	氏名		
山中康義	種岡養一	小澤 優	峰野政博	海野 保	玉田直文	鈴木こづえ	池田達哉	河守祺代次	成岡桂子	中山則一	伏見文男	大畑彰弘	杉山好文	仲亀秀樹	渡邊治平	山内健司	加藤明己	川島優幸	奥津匡俊	持田 貢	栗野裕治	松本琢也	石川三義	
静光園	西島寮	グリーンヒルズ東山	奥山老人ホーム	ケアセンター	ラポーレ駿河	レインポー瀨名	こもれば	つばさ	丸子の里	厚生苑	清水松風荘	相寿園	ながくほデイ	アイにこにこホーム	岡宮グリーンヒル	富岳一ノ瀬荘	さつき園	みくらの里	天間荘	富士宮市立長生園	一空園	大井川陸園	あしたかホーム	
西部	西部	西部	西部	中部	中部	中部	中部	中部	中部	中部	中部	中部	東部	東部	東部	東部	東部	東部	東部	東部	西部	中部	東部	東部

各委員会委員長

委員会名	氏名	施設名	地区
企画経営委員会	川島優幸	みくらの里	東部
研修委員会	奥津匡俊	天間荘	東部
高齢者福祉研究会 実行委員会	三重野隆志	小鹿苑	中部
21世紀委員会	杉山好文	ながいずみホーム	東部

部会長

部会名	氏名	施設名	地区
養護部会	持田 貢	富士宮市立長生園	東部
特養部会	青野容幸	おおすか苑	西部
軽費部会	木下朝子	玉沢昭寿園	東部
在宅事業部会	仲亀秀樹	アイにこにこホーム	東部

役員名	氏名	施設名	地区
理事	三輪寿久	豊仙苑	西部
理事	青野容幸	おおすか苑	西部
理事	岡部忠雄	佐鳴荘	西部
理事	溝口宜弘	かけがわ苑	西部
理事	北野智照	通所介護事業所	西部
常務理事	古川哲明	老協協事務局	西部
監事	鈴木 昇	愛華の郷	中部
監事	鈴木 昇	第二遠州の園	西部
監事	北村國七郎	静岡県身体障害者福祉会	西部

活動報告

【老施協】

★ 総会 二十二年三月十七日、役員の選任（任期満了による改選）、次期会長の選出、県老施協会則（監事の項）の改正、監事の選任（追加）、二十二年事業計画書・一般会計収支予算書について審議

★ 総会 二十二年五月二十五日、役員の選任（欠員補充）、二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書について審議

★ 理事会 二十二年三月五日、役員・委員の支部推薦状況の確認、新役員（二十二年三月任期満了）の選任案の決定、委員会規定の制定（各設置要綱の一括廃止）承認、新委員（二十二年三月任期満了）の決定、三月定例総会提出議案等の協議について協議

★ 理事会 二十二年三月十七日、現・新役員（予定）の顔合わせ、三月定例総会の運営について協議

★ 理事会 二十二年五月十二日、役員の選任（欠員補充）、二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書、二十二年定例総会の運営について審議

【特養部会】

★ 総会 二十二年五月二十五日、役員の選任（任期満了による改選）、二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書、会費の徴収停止、二十二年事業計画書・収支予算書について審議

★ 理事会 二十二年四月二十一日、任期満了に伴う役員改選、二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書、会費の徴収停止、二十二年事業計画書・

収支予算書、定例総会の開催について審議

★ 二十二年一月十九日、立教大学大学院教授 高橋紘士氏を講師に「これからの高齢者介護について」と題する講演の施設長研修を開催。参加人員は六十名

★ 二十二年二月八日、聖隷クリストファー大学社会学部研究科 林玉子研究室所属 河内正廣氏を講師「職員教育研修のあり方について」と題する講演会とグループディスカッションの職員研修会を開催。参加人員は八十七名

【在宅事業部会】

★ 総会 二十二年五月二十五日、役員の選任（任期満了による改選）、二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書、会費の徴収停止、二十二年事業計画書・収支予算書について審議

★ 理事会 二十二年四月二十一日、任期満了に伴う役員改選、二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書、会費の徴収停止、二十二年事業計画書・収支予算書、定例総会の開催について審議

★ 二十二年二月十六日、静岡音楽館 A OIにおいて、県立こころの医療センター副院長 村上直人氏を講師に「老人のこころと病」と題する講演の施設長研修

（注）老施協、特養部会、在宅事業部会の二十一年度事業報告書・一般会計収支決算書について、総会前の理事会開催日にそれぞれ監査を実施

【企画経営委員会】

★ 二十二年五月七日、新しい委員会の態勢、正副委員長の選任、本年度の取

組みについて協議

【研修委員会】

★ 二十二年五月七日、新しい委員会の態勢、正副委員長の選任、本年度の取組みについて協議

【21世紀委員会】

★ 二十二年一月二十一日、施設間職員交流研修、広報研修会（初級編）、高齢者福祉研究大会実行委員について協議

★ 二十二年二月十六日、二十二年事業について協議、第二回高齢者福祉研究大会について説明

★ 二十二年二月十六日、静岡デザイン専門学校非常勤講師池田仁氏、松永志郎氏を講師に広報研修会（初級編）を開催。参加者は四十四名

★ 二十二年三月十二日、二十一年度事業報告、第二回静岡県高齢者福祉研究大会、二十二年事業について協議

★ 二十二年五月十二日、委員及び正副委員長の委嘱、第二回静岡県高齢者福祉研究大会、二十二年事業計画について協議

【高齢者福祉研究大会実行委員会】

★ 二十二年一月十九日、今年度の大会についての意見交換会及び来年度の大会の推進態勢について意見交換会を開催

★ 二十二年二月十六日、グランシップにおいて会場視察と第二回大会の骨格の検討について協議

★ 二十二年三月十二日、第二回大会の骨格の検討について協議

★ 二十二年五月十二日、正副委員長の選任、第二回大会の骨格の検討、四委員会の連携について協議

編集後記

● 「駿河厚生会のキャリアパス導入について」…施設の生活で、その人らしい生活の出来るように介護することが、施設入所者の生活の安全・生活の質の向上に繋がって行きます。このことは、介護職員の資質や技術の向上が欠かせません。これを達成するには、公平な処遇と育成の両面に目を向けたキャリアパスを導入し、定着させる必要があるのです。

● 新型インフルエンザの流行にも、大変気を使う毎日ですが、厨房を共有している併設施設からの、ノロウイルスの発生には、肝をつぶしました。併設施設との人間関係が悪くなる位ガードした結果、一人の感染者も出さずに沈静をみましたが、日頃の消毒等、清潔に対する心構えが大切と、気が引き締まるこの頃です。

● 「一日一字を学べば三百六十字」これは、たとえ少しずつでも毎日怠らせずに勉強を続ければ、積もり積もって大きな成果につながると言う意味があります。

● 今年は四人の職員が、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員に挑戦し、全員が合格しました。今後も、資格取得だけに甘んずることなく、勉学にいそしみ知識や技術を磨いてほしいものです。

(M)